

2026年1月5日

お客さま各位

仙北信用組合

## 当座預金の払戻し等に係る取扱の変更並びに当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、仙北信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合は、当座預金の払戻請求書等による払戻しの取扱いを開始いたします。

また、取扱開始にあたり、当座勘定規定を下記の通り改定いたしますのでお知らせします。

なお、改定日以前に当座預金をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

### 1. 運用開始日

2026年2月2日（月）

### 2. 改定対象の規定

当座勘定規定（一般用）

### 3. 払戻請求書等による当座預金払戻しの新設

#### （1） 払戻請求書等のご利用方法

- ①当座勘定からの払戻しについては、当組合所定の払戻請求書（出金票）へ記名押印のうえ、提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。
- ②払戻しに際して当組合所定の本人確認書類のご提出を求めることがあります。
- ③保有されている小切手による払戻も従来通りご利用いただけます。

#### （2） 留意点

- ①小切手同様に払戻請求書等による払戻しのお取扱いは、口座開設店に限ります。
- ②小切手の振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。

#### 4. 改定内容

「当座勘定規定」を以下の通り変更します。(下線部が改定箇所です。)

改正後	改正前
<p>7. (手形、小切手の支払<u>等</u>)</p> <p>①～② (現行通り)</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>次のいづれかの方法で行ってください。</u></p> <p>A <u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>B <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、<u>当該当座預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。</u>この場合、<u>当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>7. (手形、小切手の支払)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p>A (新設)</p> <p>B (新設)</p> <p>④ (新設)</p>
<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (略)</p>
<p>17. (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>17. (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ (略)</p>

以上